

設計施工基準の緩和で申込増加に期待!!!

「ゆうゆう住宅」設計施工基準の改定 及び 「包括3条確認」の手続き

適用日:2016年5月1日から

ゆうゆう住宅の設計施工基準について、この間の建築基準法関連法規の改正による工法の変化や、他団体の設計施工基準の趨勢に鑑みて、設計施工基準の対象になる住宅範囲の拡大等を図ることを目的に、2004年8月に最終改訂としてから約12年ぶりに改定します。

改定の対象は、ゆうゆう住宅設計施工基準の第2章「耐久性の向上に関する事項」の第1項「基礎」、第3項「床下防湿措置」、第4項「柱」の各項目です。ただし、第1項「基礎」及び第3項「床下防湿措置」に関しては、改定前後の設計施工基準は同じ条文ですが、全建総連は住宅保証機構から「包括3条確認」を取得することにより、実質的な改定とする対応を図っております。

この改定では、設計施工基準の条件が緩和され、これまでに特定住宅「ゆうゆう住宅」の設計施工基準を満たせずに申込を諦めていた住宅を、「一般住宅」から「特定住宅」へ切り替えることができる可能性が高くなります。ぜひ「ゆうゆう住宅」を積極的にご活用下さい。

全国建設労働組合総連合(全建総連)

住宅対策部 電話:03-3200-6221(代表) / FAX03-3209-0538 / メールjuutaku@zenkensoren.org

「ゆうゆう住宅」設計施工基準の改定

柱の断面寸法の条件緩和

(適用日:2016年5月1日~)

柱の断面寸法
120mm角以上



柱の断面寸法
105mm角以上

改定後の「柱」に関する設計施工基準(第2章「耐久性の向上に関する事項」の一部抜粋)

4、柱

- (1) すみ柱(出すみ、入すみ)の断面寸法は、120ミリメートル×120ミリメートル以上とする。
- (2) 通し柱の断面寸法は、120ミリメートル×120ミリメートル以上とする。
- (3) 管柱等の断面寸法は、105ミリメートル×105ミリメートル以上とし、120ミリメートル×120ミリメートルを標準とする。

なお、すみ柱及び最下層の外壁の柱(室内の見えがかりを除く)に、次の1)及び2)のいずれかによる措置を施した場合は、前項(1)~(3)によらず、全ての柱の断面寸法を105ミリメートル×105ミリメートル以上とすることができる。

- 1) 外壁の構造を、通気層を設け壁体内通気を可能とする構造、若しくは軒の出を900ミリメートル以上かつ柱が直接外気に接する構造(真壁構造)とし、次のイ及びロいずれかの防腐・防蟻措置を施した製材、化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を用いる。
 - イ. 防腐・防蟻薬剤を用いて工場で処理した防腐・防蟻処理材を用いる場合は、次のa)~d)いずれかによる。
 - a) 製材等のJASの保存処理(K1を除く)の規格に適合するものとする。
 - b) JISK1570(木材保存剤)に定める加圧注入用木材保存剤を用いてJISA9002(水質材料の加圧式保存処理方法)による加圧式保存処理を行った木材とする。
 - c) 日本木材保存協会(以下「木材保存協会」という。)認定の加圧注入用木材防腐・防蟻剤を用いてJISA9002(木質材料の加圧式保存処理方法)による加圧式保存処理を行った木材とする。
 - d) a)、b)又はc)以外とする場合は、防腐・防蟻に有効な薬剤が、塗布、加圧注入、浸漬、吹付けられたもの又は接着剤が混入された防腐・防蟻処理材で、特記による。(ただし、集成材においては接着剤に混入されたものを除く。)
 - ロ. 薬剤による現場処理を行う場合の防腐・防蟻薬剤の品質は、次のa)及びb)のいずれかによる。
 - a) 木部の防腐措置に使用する薬剤の品質は、特記による。特記がない場合は、木材保存協会認定の薬剤又はJISK1571(木材保存剤の性能試験方法と性能基準)によって試験し、その性能基準に適合する表面処理用薬剤とする。
 - b) 木部の防腐措置及び防蟻措置に使用する薬剤の品質は、特記による。特記がない場合は、(社)日本しろあり対策協会)又は木材保存協会認定の防腐・防蟻剤とする。
- 2) 次のイ~ホいずれかの防腐及び防蟻に特に有効な措置を施した製材、化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を用いる。
 - イ. 工場内にて機械により継手及び仕口の加工(プレカット)を行った製材に、針葉樹の構造用製材のJASに規定する保存処理性能区分K3相当以上の防腐・防蟻処理(以下、「K3相当以上の防腐・防蟻処理」という。)を加圧注入方式により行い、その後乾燥させるための養生を行った製材。
 - ロ. K3相当以上の防腐・防蟻処理を施したラミナ(ひき板)を積層接着した構造用集成材。
 - ハ. K3相当以上の防腐・防蟻処理を施した単板を積層接着した構造用単板積層材。
 - ニ. 加圧注入方式によりK3相当以上の防腐・防蟻処理(使用する薬剤は油剤に限る。)を施した構造用単板積層材。
 - ホ. 加圧注入方式により、K3相当以上の防腐・防蟻処理を施した構造用集成材を使用したもの。(ただし、加圧注入による薬剤の浸潤度が全断面積の80%未満で、加圧注入後に継手及び仕口の加工を行った場合は、当該加工部分に剤を塗布又は吹き付けたものに限る。)

「ゆうゆう住宅」設計施工基準の実質的な改定

基礎の立ち上がりの高さの条件緩和

(適用日:2016年5月1日~)

基礎の立ち上がり
400mm以上



基礎の立ち上がり
300mm以上

【「基礎の立ち上がりの高さが300mm以上400mm未満」とする場合の設計・施工】

<基礎>

- (1)基礎の形式は、布基礎、べた基礎、基礎ぐいとする。
- (2)基礎の立ち上がり部分の高さは、地上部分で400ミリメートル以上とする。ただし、建築基準法における高度斜線制限、北側斜線制限、及びその他の事由により建物高さに制限がある場合に限り、次の各号とすることにより基礎の立ち上がり部分の高さを、地上部分で300ミリメートル以上とすることができる。
 - 1) 基礎外周部を砕石敷き、土間打ち、芝敷き、排水溝等、土台周りの耐久性の向上に係るいずれかの措置を施すものとする。
 - 2) べた基礎又は次の床下防湿措置を施すものとする。

<床下防湿措置>

床下防湿措置は、次の(1)又は(2)のいずれかによる。ただし、基礎の構造をべた基礎とした場合には、この限りでない。

- (1)防湿用のコンクリートを施工する場合は次の1)及び2)による。
 - 1) 防湿コンクリートを施工する場合は床下地面全面に厚さ60ミリメートル以上のコンクリートを打設する。
 - 2) コンクリート打設前の床下地面は盛土し、十分に突き固める。
- (2)防湿フィルムを施工する場合は次の1)及び2)による。
 - 1) 防湿フィルムを施工する場合は、床下地面全面にJISA6930(住宅用プラスチック系防湿フィルム)又はこれと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1ミリメートル以上のものを敷きつめる。
 - 2) 防湿フィルムの重ね幅は150ミリメートル以上とし、防湿フィルムの全面を乾燥した砂、砂利又はコンクリート押さえとする。

上記の<基礎>と<床下防湿措置>の諸条件を満たす場合は「包括3条確認」の手続きへ進んで下さい。

ゆうゆう住宅における「包括3条確認」の手続き(申込者用・組合用・団体検査員用)は次ページ以降をご覧ください。

「包括3条確認」とは…「ゆうゆう住宅」の設計施工基準によるものと同様以上の性能を有すること等を確認したことを表します。申込者が個別に3条確認を申請する必要はありません(個別3条確認は不要)

「ゆうゆう住宅」設計施工基準の実質的な改定 基礎の立ち上がりの高さの条件緩和

(適用日:2016年5月1日~)

【申込者用】「包括3条確認」の手続きの流れ

矩計図等に当該工法を用いることを明記

記入例:「べた基礎とし基礎外周部を砕石敷きとする」、等。 / 記入箇所:基礎の立ち上がりの高さが明記される図面。

組合に申込書類を提出

【重要】「ゆうゆう住宅 申込内容の確認書」及び「ゆうゆう住宅設計内容確認シート」の添付を確認。

「包括3条確認」の手続き完了

組合で「包括3条確認」として、「設計施工基準第3条に係る確認について」を発行。

「ゆうゆう住宅」設計施工基準の実質的な改定 基礎の立ち上がりの高さの条件緩和

(適用日:2016年5月1日~)

【団体検査員用】「包括3条確認」の手続きの流れ

矩計図等に当該工法を用いることを明記した設計図書等を(組合から)受け取る

記入例:「べた基礎とし基礎外周部を砕石敷きとする」、等。 / 記入場所:基礎の立ち上がりの高さが明記される図面。

「申込内容の確認書」「設計内容確認シート」の☑を確認

【重要】該当書類のうち、次の項目の☑を確認。☑漏れは申込者に事情を確認。

確認書の場合:「基礎の構造」の※1について。 / 確認シートの場合:「べた基礎(布基礎)」

書類審査(設計施工基準の適合の合否判定)

設計施工基準の適合の合否判定結果を組合担当者へ伝える。

【「柱の断面寸法」と「基礎の立ち上がりの高さ」の確認方法のポイント】

「柱の断面寸法」の確認方法…図面で確認を行う。施工状況や竣工後の確認は不要。

「基礎の立ち上がりの高さ」の確認方法…図面及び確認書・確認シートでの確認を行う。施工状況や竣工後の確認は不要。

「ゆうゆう住宅」設計施工基準の実質的な改定 基礎の立ち上がりの高さの条件緩和

(適用日:2016年5月1日~)

【組合用】「包括3条確認」の手続きの流れ

矩計図等に当該工法を用いることを明記した設計図書等を受け取る

記入例:「べた基礎とし基礎外周部を砕石敷きとする」、等。 / 記入場所:基礎の立ち上がりの高さが明記される図面。

「申込内容の確認書」「設計内容確認シート」の☑を確認

【重要】該当書類のうち、次の項目の☑を確認。☑漏れは申込者に事情を確認。

確認書の場合:「基礎の構造」の※1について。 / 確認シートの場合:「べた基礎(布基礎)」

「包括3条確認」の手続きへ

組合で「包括3条確認」として、「設計施工基準第3条に係る確認について」を発行する。

事務機関へ申込書類を提出

事務機関へ提出に必要な申込書類一式に、「設計施工基準第3条に係る確認について」を加えて提出。